

第五十八回 参議院大蔵委員会會議録第二十四号

昭和四十三年五月十四日(火曜日)
午前十時十六分開会

委員の異動
五月十四日

辞任
塩見 俊二君
二宮 文造君
補欠選任
久保 勘一君
辻 武寿君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
委員
青柳 秀夫君
植木 光教君
小林 章君
柴谷 要君
青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 賢雄君
久保 勘一君
西郷吉之助君
田中 茂穂君
徳永 正利君
藤田 正明君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
野上 元君
野上 勝君
辻 武寿君
瓜生 清君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵省銀行局長 澄田 智君
中小企業庁次長 沖田 守君
事務局側
常任委員会専門員 坂入長太郎君
説明員
大蔵省国際金融局次長 奥村 輝之君

本日の會議に付した案件

○中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○金融機関の合併及び転換に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、金融機関の合併及び転換に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○須藤五郎君 まず、最初、大臣に一点お聞きしておきたいと思ひますのは、金融機関の合併、統合が最近問題になって今度この法案が出てきたわけですが、一体、統合が何で必要になったかという基本的な点をひとつ大臣に伺っておきたいと思ひます。大蔵大臣はきょうは時間に制約がありま

すので、ひとつお互いに質問も答弁も簡明にいくようにお願いします。
○國務大臣(水田三喜男君) いわゆる金融の効率化というためには、やはり適正な競争原理を取り

込むことがいいということになりますというのと、したがって、そこで、この効率化のために合併というふうなこともあり得ると考えられますので、今度その道を開いておるといふことでございませう。実際問題として、やはり適正な競争というものが行なわれるときには、金融機関の合併というふうなものは効率化のために私はあり得る、また、必要だと思はれるものは合併したほうがいいというふうな考えでおります。

○須藤五郎君 金融の効率化のために統合、合併が望ましいことだという意味のお答えだと思ふんですが、一体、金融の効率化というのはどういうことなのか、これを一般の人が聞いてわかるようにひとつ説明しておいていただきたいんですよ。私たちが演説会に行きまして、金融効率化のために銀行が合併するといつたって、一般の聞いてる人はわからないんですよ。だから、私たちはもつとがみくだいて話をしなくちゃならないんですが、そういう点をもう少しどういう点がねらいなのか、お答えを願ひたいと思ふんです。

○國務大臣(水田三喜男君) いわゆる産業の効率化ということが必要であるといわれておりますが、この状態に対応する金融機関のあり方であつて、特に金融を必要とする産業、また、そこに金を流すことが最も効果を発揮するといふような企業に対し、良質の資金が流れていくことが可能になることが金融の効率化だといふふうに思ひます。

○須藤五郎君 そうすると、いまの話をお聞きすると、金融をしたその相手方がそれを利用して、非常に産業の発展とか、そういうものに大きく役立てるところ、そこへ金融することが金融の効率化だ、こういうふうな理解して、いわゆる個別銀行の業績を改善するためのものではなくて、金融機関の合理化、これがいわゆる低金利を産業に還元

する、そこで成績をあげさせる、これが金融の効率化だ、こういうふうな考えでいいですか。

○國務大臣(水田三喜男君) そのとおりです。

○須藤五郎君 そのとおりですね。そうすると、それでは低金利を必要とする企業というのはい体どこかということになるわけなんです、そこは一体どこなんですか。低金利を必要としておるところは、いまの大臣の話を聞いてみると、非常に大産業という問題が一つでございと思ふんですが、低金利を必要とするところは一体どこかといふことをもう一べん大臣にお答えを願ひたい。ちよつとしばらくの間、大臣にお答えをいただきたいです。

○國務大臣(水田三喜男君) 産業全般が低金利を必要とすることですが、特に必要なのは、やはり設備資金のような長期資金は低金利であることが望ましい。

○須藤五郎君 まあ大臣の答弁を総合すると、やはり低金利の金を必要としているところは、大企業、独占企業という面が非常に必要としておるといふふうに私は受け取つたわけです。それでは農業や中小企業はこの金融の効率化を必要とする中に入らないのかどうか、農業や中小企業は単なる資金源にすぎなくて、この効率化の中に入らないのかどうかということが問題になってくると思ひますが、大臣、そういう点はどう思ひますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 農業のような生産性のわりあい低い企業の基盤を整備するといふような資金は特に低金利を必要とするといふふうに考えますし、それから、さっき大企業と言われましたが、国際競争力という点から見まして、大企業の設備資金というふうなものも低金利を必要としますが、それよりも、いわゆる国際自由化に対処できる経済の体質をつくらうとする以上は、やはり

中小企業の近代化、合理化ということが必要で、そうでないという国際自由化に対処する国内経済体制がでないというところで、特に最近では中小企業の合理化ということが必要に迫られているという事情でございますので、この部門にやはり低利の資金が非常に必要になっているという事は言えると思います。

○須藤五郎君 いま大臣のことばの中にも、農業など、要するに、あまり成績のあがらない産業という話でしたが……

○国務大臣(水田三喜男君) 成績があがらないんじゃないくて、生産性の低い……

○須藤五郎君 効率化は、やはりそこへ低金利の金をつぎ込んで成績をあげさせるんだというように話でしたね。そうすると、やっぱり農業とか中小企業とかいうふうなものは、あなたたちのお考えになっている効率化のワケ外にはずれておることであって、やはりほんとうはそこじゃないんだ。中小企業に融資することは金融の効率化の精神に反するんじゃないか、そういうふうな大臣の答弁を聞いて受け取れるんですが、大体この効率化の中に、あなたたちが実際中小企業を入れるのか、入れるというふうな考えでいらっしゃるのか、そういうあまり役に立たぬもの、成績のあがらぬものはこの効率化のワケ外だ、こういうふうな考えでいらっしゃるのか、そこをどういうふうにしていこうとおっしゃるのか、聞いておきたいと思うんです。

○国務大臣(水田三喜男君) これは効率化が中小企業の金融について特に必要であるということから、この専門金融機関をつくらせて中小企業金融に定着させようというのが私のものねらいでございますので、これをワケ外に置くと何かとかがいふことではなくて、この機関をこの金融に定着させようというのでございまして、目的はきわめてはっきりしておると思います。

○須藤五郎君 中小企業は安い資金をはしがっているのです。高い資金なんかではとても中小企業はやっていけない、大抵安い資金がほしいわけ

です。それから、その分量においても、従来のようなちよびりではないけない、もっと安い、そうして大量のあふれるような十分な資金がほしい、また、政府もそういうことを言っているし、私も思うのです、そういうふうなことを。しかし、従来やってのこととは、政府の言っているし、どうしてか反対のような感じがするのですが、どうでしょうか。ほんとうにあふれるような安い資金を中小企業に準備していらっしゃるのでしょうか。うかがうでしょうか、そこを伺っておきたいと思っています。

○国務大臣(水田三喜男君) 中小企業向けの金融機関というものの合理化が十分でございまして、したので、したがって、資金コストが非常に高いということとでございまして、それを補完するため、政府の中に特別の政府関係の金融機関があって、資金運用部の資金を活用してこれをみるというようないろいろな措置をとっておりまして、しかし、やはり中小企業金融機関自身がほんとうに中小企業金融を効率的にやれるのではありません。いまゆる金融の効率化という点から中小企業金融機関を今度の法律で規制して、これを定着させる、そうしてこれを適正な競争をさせるということによってこのコストを下げていくという努力を今後したいというわけでございまして、従来はこれが十分でなかったというふうに私は考えております。

○須藤五郎君 それでは、従来十分でなかったから、これから十分に安いコストの資金を中小企業に提供しよう、こうおっしゃるわけですね、大臣のお考えは。

それでは、大臣、今度相互銀行で八〇%は中小企業に使う、こういうワケをはめられましたね。しかし、二〇%はこれは自由だといってワケがはずれているわけですね。その八〇%はめて、二〇%だけワケをはずすという事は、いま大臣の言っているし、いま安いコストの資金を中小企業向けに豊富に提供するのだという精神とは少し矛盾してくると思うのです。私たちの考えは、

むしろ相互銀行というものは全部中小企業向けというワケをはめて、従来とも、相互銀行にしろ金融公庫にしろ、利子が普通銀行より高いのでしょ。だから普通銀行のほうに二〇%なら二〇%、もっとたくさんワケを、相互銀行にワケをはめるのじゃなしに、逆に普通銀行にワケをはめたらどうかという意見も成り立ちますが、そこらはどういうふうな考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、中小企業というのには一つの定義がございまして、この定義からはずれたからすぐにこれは融資対象にならないというふうな機械的に扱うことのほうが弊害がありまして、中小企業はほとんど成長しておりまして、中小企業が、たとえば使用人の数がふえたり、あるいは資本金がちょっとふえたりからといって、これは普通銀行の分野だといって対象から省くという措置は現実的ではありません。いままで世話をしてきて、一番内容を知っている中小企業が育ったときに、そういうもののへの金融というふうなもの、一定のワケであって、これはいいことだというふうに考えております。

○委員長(青柳秀夫君) 委員の異動について御報告いたします。本日、二宮文造君が委員を辞任され、その補欠として辻武寿君が選任されました。

○須藤五郎君 それは成長していく中小企業はけっこうですよ。しかし、成長しない中小企業というものも依然として残っておるわけですね。だから、成長していく中小企業にずっと重点が移っていくと、あとに残された成長し得ない中小企業というものは取り残されてしまつて、ますます金融困難というふうな状態が起つてくると違うんですか、どうですか。そんな感じがするんですよ。

○国務大臣(水田三喜男君) それでは、いろいろ対象限度額というふうなことを各機関ごとに

きめてあるわけですが、これが全部実際においてはダブつてくる。相互銀行のみている範囲も、これを信用組合がみてもいいんです、また、同時に、信用金庫が担当してもいいんです、他の機関が全部ダブつてくる。中小企業金融に定着できるというところになりました、成長しない中小企業でもいづれかの金融を受けられるということになるので、それは少しも私は差しつかえないのじゃないかと思ひます。

○須藤五郎君 まあどうしても私たちの考えと違ひますね。やっぱり成長していく、成長した中小企業は普通銀行から金を借りることが十分できるような条件ができてくるんですよ。しかし、成長し得ない中小企業は、普通銀行からなかなか金が貸してもらえないという条件があるわけですね。だから、中小企業というワケを一〇〇%はめるなり、それを二〇%ワケをはずすというならば、普通銀行にも二〇%なりそれにかなうようなワケをはめておくべきじゃないか。普通銀行は二〇%は中小企業に融資しないというワケをはめておかないと、どうも中小企業があふなつかしい状態に置かれるんじゃないかと、そういう感じがするんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 中小企業への金融は、この中小企業専門の機関だけじゃなくて、普通銀行でも、もうすでに地方銀行の資金の半分以上、五五%は中小企業向けになっておりますし、私は、いま相互銀行は全額中小企業へ貸さなきゃならぬという必要はなく、この中小企業の中には、いざいざ中小企業がございまして、したがって、中小企業の上のほうで、いま言ったこの成長していく中小企業の中で、もう下請をたくさん持つておられるところもございまして、関連企業としてそこら辺の金融を確保してやることも、やはり中小企業金融、間接的に中小企業金融でございまして、そういう点で厳密にびつしりこの法律上、定義からそれているところへは金を貸してはならぬのだという、そういう窮屈な必要はないだろうと思ひます、相互銀行の場合は。

○須藤五郎君 問題はちょっと別の問題になります。が、大臣、資本の自由化の進行と今度の金融機関の合併、統合との関連はどういうことになりますか。これも大臣のお答えでよろしくね。

○国務大臣(水田三喜男君) 資本の自由化を昨年から実施しておりますが、国内の直接投資というものによる影響というものはまだ出てまいりませんが、将来やはり自由化の影響というものは、これは当然日本の企業に出てまいります。また、それよりも、むしろ特恵関税の問題とか、あるいはそういうものを中心にして日本の中小企業の合理化が急がれるというような事態が、私はそちらのほうが早くきて、その影響のほうが早く強まってくるのじゃないかというふうに考えております。

○須藤五郎君 銀行局長、世界各国の金利をちょっと聞いておきたいんですが、一体、日本の金利は安いのか高いのかということの参考にしたのです。

○政府委員(池田智君) 一般的に申し上げまして、短期の金利につきましては日本の金利も国際的な水準にきわめて近づいて、時には、海外の金利が上がるというときには、むしろ日本の金利は低目であるというように感じすら持つことがございますが、長期金利の面では、まだある程度日本の金利のほうが割が高である、かような状況でございます。

○須藤五郎君 いや、具体的にばくは知っておきたいために、イギリスはどのくらいですか、金利。

○政府委員(池田智君) いわゆる代表的な金利でありますプライムレートで申しますと、現在イギリスは八%でございます。この場合、日本の場合イギリスより低くて、日本では六・二%から六・七五%というようにござります。ちなみに、公定歩合は日本は現在六・二一%でござりますが、イギリスは七・五%でござります。

○須藤五郎君 アメリカは。

○政府委員(池田智君) アメリカのプライムレートは六・五%でございます。公定歩合は五・五%でございます。

○須藤五郎君 そうすると、いまのお答えですと、アメリカと日本とを比べた場合、アメリカの金利のほうが高いんですか、日本より。

○政府委員(池田智君) 現在ちょっとプライムレートがアメリカより高くなっておりますが、アメリカは日本のプライムレートとほぼ同じ水準と申し上げたほうがよろしいかと思ひます。

○須藤五郎君 同じ水準ですか、日本の金利が。私は、従来アメリカなんかと比べても日本の金利のほうが高いというのを聞いておったんですが、で、やっぱり資本の自由化が起こつてくると、金利はやはり世界的水準に保たないと、日本の金利がばかに高いといえは向こうからたくさん資本が入ってくるという関係になるだろうと思ひますね。で、今日、わが国の産業界におけるおもな企業ですね、それに対する外資の占めるパーセント、それをちょっと伺いたいと思ひます。

○説明員(奥村輝之君) 御指摘の、おもな企業というのは一体どういう企業なのか、なかなか区切りがむずかしいでございます。しかし、まあかりに私どものほうで有価証券報告書、これは大蔵省の証券局でござりますが、とっておりましますものを見てまいりますと、この中で資本金が五百億円以上の会社というものが、その中で過去から外資の借入れを行なつておいた会社、外資との関係のあった会社、これが十三社あるわけでございます。で、この十三社について見ますと、経営傘下の資本は入っておりますので、借入れ金、あるいは外債という形で外資を入れたわけでございます。で、一番新しい時点でこれらの借入れ金、外債の残高が千六百八十五億円でございます。こういう会社の総資本金でござりますが、これは資本金に借入れ金、あるいは準備金等を足しましたものが六兆二千八百四十六億円ござります。

す。したがって、この会社だけ見ますと、いまの外資の占める率というのが三%ぐらいになっていくわけでございます。

○須藤五郎君 企業というものとむずかしくなりますけれども、要するに、石油産業にどのくらい入つておるかとか、鉄鋼関係にどのくらい入つておるかとか、鉄鋼関係にどのくらい入つておるか、にどれだけのパーセントの外資が入つておるか、そういう点をちょっとお聞きしたいのです。

○説明員(奥村輝之君) これは非常に小さな会社から大きな会社まで含まれると思ひますが、その資本の形、出資の形でどういふふうな状況で合併会社等が設立せられるか、どういふ形で外資が入つておるかという数字を持っておりますが、これは一番大きいのは機械製造業、これは過去全体のこの経営傘下の株式の昭和二十五年から四十三年の一月末まででございますが、累計で三百十件という会社が設立せられたわけでございます。合併会社になったわけでございます。その中で機械製造工業というものは二八%、八十八件を占めております。次に、化学工業は七十四件、金属工業が二十五件、ガラス、土石、こういうのが七件で二%、食品製造が七件で二%、紡織業が七件で二%、ゴム、皮革製造が一%、その他が貿易、商事関係では五十六件で一八%、サービス業が十八件で六%、こういうふうな構成になっております。

○須藤五郎君 聞くところによりますと、石油化学などには相当パーセントの外資が入つていて、五%以上も入つていてあるところもあるというように聞かれましたが、大体五%以上外資の入つておる会社というのはどこですか。

○説明員(奥村輝之君) いま具体的にその会社の名前を申し上げかねるのでござりますが、石油精製関係については、これは御指摘のよう、五%、あるいは五%以上の会社が多いわけでありまして、これは石油資源を外国にたよるといふこと、あるいは歴史的な関係等によつてそうなったものであると思ひますが、一方で、アラ

ビア石油などについては、これは全然五%までは外資が入つていないわけでありまして、それに対してシェール石油とかモービル石油というのは一〇%の外資を入れている。これははもとと外資系の会社でござります。

○須藤五郎君 きょうはもう少し資本の自由化についていろいろ質問をしたい、いろいろしたいと思ひますが、それをやっていると時間がなくなりますので、これはあらためまして次の機会にひとつ論議することにしたまいしょう。

非常にしろろとつばい質問になりますが、金融統合というものと独占禁止法とは全然関係がないものなのですか、どうなんですか。

○政府委員(池田智君) 株式会社である相互銀行等の場合は、これは当然にその合併という場合には、独占禁止法の規定に従ひまして届け出を要する、こういうことになるわけでありまして、ただ、信用金庫や信用協同組合は、これは組織が会員組織または協同組合組織というところになっておまして、独占禁止法の適用除外となつておるわけでございます。今回御審議を願つております合併及び転換に関する法律案の二十二条で、銀行と合併をするこの場合の銀行は普通銀行と相互銀行両方を含むわけでありまして、その銀行と合併する場合の金庫あるいは信用協同組合、これについては会社とみなして独占禁止法の規定の適用を受ける、かようなことになっております。

○須藤五郎君 そうすると、銀行との統合も独占禁止法とは関係があると、こういう解釈ですね。

○政府委員(池田智君) そのとおりでございます。

○須藤五郎君 産業の統合が最近非常に大きくなつてきて、この間代表的に八幡と富士と合併して、世界第二位か第三位の鉄鋼メーカーができたというところで、これは単にそれだけじゃないに、今後どんどんと大企業の方角に統合が進んでいくと思ひますが、この企業の統合と金融機関の統合とは並行して進んでいくというようにお考えでしょうか。どういふふうに大臣は構想を持つ

ていらつしやいますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、必ずしも企業の大規模化に金融機関が即応していくとは思いません。しかし、やはり将来金融機関の統合というような情勢は、今後企業情勢に対応して、ある程度そういうものが出てくるのじゃないかと思ひますが、必ずしもそれと即応してそういう情勢になるというふうには考えておりません。

○須藤五郎君 まあ大臣も、企業の合同と同時に、金融の合同も進んでいくのだという御意見だと思ふのですが、そうすると、独占禁止法との関係はあるとおっしゃいますけれども、そういうふうには金融機関はほとんど大きくなっていて、かりに三井、住友、三菱というような大銀行ががさつと合同すると、金融界にも非常な問題が起こってくると思ひますが、それと同時に、金融先自体がやはり問題になってきて、ますます中小企業などというものは、この金融の統合と合併によりまして、金融のワック外におぼり出されてしまつて、銀行は大きくなるし、大企業がますます大きくなるとなれば、やっぱり大銀行は大産業を目標として、中小企業というものはおぼり出されてしまつて、中小企業という結果がくるように私は考へるのですが、どうなんですか、そういう関係は。

○国務大臣(水田三喜男君) たとえば昭和三十五年の日本の貯蓄残高十三兆というものが、もうわずかに四十三年のことは四十八兆というふうになり、国民の貯蓄というものはどんどん進んでいきます。したがって、金融機関の資金量というものは年々大きくなっていくのですから、それとこの企業との関係において、私は、先に行けば行くほど中小企業金融が狭まってくるというふうな簡単に考へられないと思つております。

○須藤五郎君 すると、中小企業金融というものは、そう潤沢に、自由豊かな金融というふうにはなっていないという見解なんですね。どうなんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いや、そうじゃなくて、資金量というものはやはりどんどん年々大き

くなるのですから、いまおっしゃられるように、一、二の金融機関が合併するというようなことによつて中小企業の資金の幅が狭まってくる、窮乏になると、そう簡単には考へられない。相当中小企業の資金も将来はどんどん潤沢になっていくというふうには考へる。

○須藤五郎君 最近企業の合同というものがどんどん進んでいくと、それに並行して金融の合同も進んでいく。その面から考へますと、やはり金融機関が合同をしないかやならぬというところは、産業の合同が進行してどんな大産業になる、その要望にこたへるために、やはり金融機関も合同しないうちやならぬという情勢になって合同が進んでいく。こういう面から考へると、その合同に取り残された中小企業というものは非常に不安定な状態に置かれるんじゃないか、金融の面から。そういう結果になるんじゃないですか。産業が合同して大きくなれば、それに対応して金融も合同していくんだということになれば、やはり合同した金融機関はそちらの方向にずっと集中していく。そうすると、取り残された日陰者は金融の面から取り残されるという結果がくるんじゃないかと、こういうふうには私は考へるのですが、そういうものがないという保証がどういうところで立つのか、どういう政策をとつていかれるのか。

○国務大臣(水田三喜男君) かりに企業の大規模化が行なわれて合同したからといって、合同するということは、いまある企業が二つとか三つが合併すること、その金融量というものはから見まして、現にそれぞれが金融しておるこの企業が合併するのですから、それによつて今度は合併したために三倍の資金が要るとかいうようなものじゃなくて、むしろ合併することによつて資金の効率化が行なわれるかもしれませんし、合併ということがすぐに中小企業の金融にそういうふうな響いていくというふうなことは、そう簡単には考へなくていいのじゃないかと思ひます。

○須藤五郎君 いま合理化の話がちょっと大臣から出ましたが、合理化については、今度のこの二

法案に對しまして、全銀連はじめ、銀行関係の労働組合は非常に反對をしておるんですよ。何で反對するかといつたら、やはり企業が合併すれば、必ず合理化の名前によつて配置転換が起こつたり、それから、労働強化がもちろんな起こるし、それから、首切りが起こる、そういう面が必ず起こってくるから私たちがこれには賛成することはできないという訴えが方々から起こるんですよ。現に企業が合併すれば、必ず首切りがあつたり配置転換があるのですが、今度の銀行の合併といひますか、統合、これによつてそういうことは起こらないのですか。やっぱり起こるんじゃないですか。

○政府委員(渡田智君) 合併の場合の従業員の処遇については、もちろんそれぞれの金融機関が合併にあつて自主的に取りきめることと考へてございいますが、今回の法律によりまして大蔵大臣が認可する、こういうような場合においては、合併の契約書等の必要な書類等について十分に内容を検査する、こういうことになっております。合併によつて従業員の処遇が不当な不利益を受けるというやうなことはないようにその点は指導し、監督をしまつてまいりたい、かように考へております。

それでは、現在の金融機関の合併という場合に、これは求人難の現状からいって、当然に金融機関としては合併によつてそれに対処しようというやうな点もありますので、合併によつて首切りが行なわれるとか、そういうやうな例は過去の合併にも金融機関の場合にはございせんし、むしろ合併によつて金融機関の経営内容が向上する、こういうやうな場合には、職員もそれに上つて一そう職場としての将来性も高まる、こういうやうなことで、理解を持って臨んでおるといふのが通常の例でございまして。

○須藤五郎君 現在この合併によつて問題はもうすでに起こつておるのです。というのは、合併といふのは、合併されるものと合併するものとあるのです。だから、各銀行において、合併されたらたいへんだと、首切りやいろいろなるものがされ

て自分たちが不利になる、だから合併する立場に立てといふので、いまその労働者は非常な労働強化が押しつけられておるのです。要するに、ノルマが強化されて、それでどんな金を集めてこい、そしてわれわれは合併する立場に立とうじゃないかといふことで、現にそれがやられております。それから、要するに、合併すれば増資という形になりますね、資本金は多くなる。そうすれば配当金がたくさんあるというふうになつて、それをまかなうためにいろいろの労働者に対するしわ寄せがくる、こういうことがいわれておるのですが、これは事実なんです。労働者の体験で私たちに訴えてきておることでありまして、あなたのはうはそんな心配はないのだ、業績がよくなつて、もっとよくなるのだというふうな、そういう簡単な答えでは労働者の不安というものは一掃することができない。それじゃ労働者はどういふことで、どういふ立場に立つて労働者の生活を保障し、権利を守ることができるのですか。政府でできるのですか、それは。

○政府委員(渡田智君) ごく最近の合併の例、銀行の場合と東京の信用金庫の合併の例が、ごく最近、三月及び四月にございまして、たとえば信用金庫の合併の場合でありましたが、給予ベースが違ひます二つの信用金庫が合併した場合に、上位の信用金庫の給予ベースに完全に同じ基準で引き上げられていく、一律にむしろ賃金ベースが引き上げられていく、そして自発的に退職した者は数名ございまして、それは全く個人の自由意思で退職いたしました。そのほかの者は全部従来の役職等をそのまま新しい体系に組み入れられまして引き継がれておまして、そういう意味では、きわめて職員の立場から見まして望ましい形で合併が行なわれておると思ひます。

○須藤五郎君 政府はそういうことを言つていて、労働者の権利はそういう政府答弁で守れるかどうかといふと、そう簡単にいかぬいろいろの問題が起こるだらうと思ふのです。この金融二法には二つの目的が掲げられておる。一つは、中小

企業金融の円滑化という点ですね。もう一つは、金融の効率化、いままで私が質問してきた点ですが、政府は、中小企業の豊富低廉な資金がほしいという要望にこたえて、中小企業金融の円滑化をはかるためにこの二法案を出したのか、それとも、中小企業金融機関の整理、再編成のためにこの法案を出したのか、私の質問は少し戻るようでありますが、そのいずれであるか、こういうことを聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(登田智君) 金融制度調査会の答申に基づきまして今回の法案を御審議願うわけでございますが、この答申にありますように、金融の効率化ということをはかるために、同時に、中小企業金融の円滑化というねらいを果たそうと、こういう考え方でございまして、従来、中小企業金融に法律上義務づけられておりません相互銀行に、はつきり中小企業金融を行なう機関として義務づけ、これを定着する。そのほか業務範囲をはつきりさせ、そして中小企業金融に対して十分要望にこたえて行ない得るようには體質の強化をはかる、こういう点で中小企業金融の円滑化の目的に十分効果があるものと考えております。

○須藤五郎君 相互銀行、信用金庫は貸し出し資金の単位が非常に大口化してきたと、こういうふうにいわれているんですが、どのようになっておりますか。

○政府委員(登田智君) 相互銀行は、現在一件当たり貸し出しでは三百二十万、これは四十二年九月でございまして、そういう状況でございまして、それから、信用金庫においては二百二十万と、こういう統計になっております。こういう一件当たりの融資の金額等はそれぞれ若干ふえてきておりますが、他方、百万円以下の小口の融資について見ましても、その割合も増加をいたしてきております。したがって、一がいにお大口化しているとは申し上げられないのではないかと思います。

○須藤五郎君 大蔵省にお尋ねしますが、先ほどからずっと話の中で、中小零細企業にも良質な資

金を潤沢に提供するためにこれがやられたと、こういうことを言っているんですが、それじゃどの程度の良質な資金が必ず潤沢に供給されるという保証はどこにあるのか、あるならそれをお示ししてほしい。

○政府委員(登田智君) 現在までの中小企業専門金融機関の貸し出しの条件等を見ますと、かつては一割近い非常に高いものでありましたが、現在においては非常に下がってきております。すでにかなり普通銀行に近いところまで下がってきておりますが、今後この法律の実施によりまして、中小企業専門金融機関が適正な競争を通じて、そうして適正な規模でその體質を強化し、資金コストを引き下げることによって、さらに一そう貸し出しの金利を引き下げることができるようになり、そういうふうな金融機関の効率化というものがはかられていく、そういうねらいでもってこの法律の御審議を願うわけでありますが、今後この法律の実施によりまして十分そういうふうなねらいが果たされるように、中小企業金融機関の指導監督等に十分意を用いたい、かように存じております。

○須藤五郎君 いま審議されている法案は、相互銀行、金融公庫なんかの問題であります。銀行という名のつく金融機関のほかに、大企業金融機関というものはどの程度あるのですか。

○政府委員(登田智君) 金融機関ということばの定義にもよりますが、通常金融機関といわれますものは銀行、銀行の中に相互銀行も含めまして、銀行、それに、ここにございまして信用金庫、あるいは信用協同組合というものがございまして、そのほかに労働金庫等もございまして、さらに農林漁業金融機関といたしまして農林中金、それから農業協同組合、それから、その連合会であります信用農業協同組合連合会、漁業系統、水産加工系統にも同様なものがございます。また、広い意味で用います場合には、生命保険会社、損害保険会社等も含まれるわけでございます。以上のほかに、もちろん政府系金融機関、それから日本銀行と

いったようなものがございます。

○須藤五郎君 私は、最近、日本信用販売株式会社、俗に言う日信販という会社の問題について一つの訴えを受けたのですが、銀行局長にもそのことは私がかねがね耳に入れておいたはずですが、この日信販は一体金融機関なのか、何なのですか。

○政府委員(登田智君) 日本信販株式会社は、これは割賦販売法によりまして、割賦購入のあつせん業者というわけでございまして、なお、同社は貸し金業者の届け出をいたしておりますので、貸し金業者としての一面も持っております。

○須藤五郎君 金を貸す以上、金利をとるのでしょう。金利をとらない貸し金というものはないと思うのです。貸し金業者というならば、これはやはり金融業者じゃないのですか。

○政府委員(登田智君) 先ほど金融機関の中に私がその貸し金業者をあげませんでしたのは、金融機関というのは、通常、資金を他から受け入れて、そうして他に貸すという、そういう資金の媒介をするものを金融機関、かように定義をするわけでございまして、いわゆる貸し金業者として「出資」の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」によって貸し金業者として都道府県知事に届け出をしていっているという、こういう貸し金業者は、預金等の手段でもって金を集めるといことはできませんで、自己資金を融通すると、こういう貸すはうの面を営む、これが貸し金業者ということになっております。日本信販株式会社は、その貸し金業者としての届け出はいたしております。

○須藤五郎君 届け出をいっているのかしていないのかということをは聞いていたのじゃないですか。日信販が実際に金を貸しているわけですね。金利を取って金を貸しているんですよ。そういうのは金融業者なんじゃないですか。そうじゃないですか。

○政府委員(登田智君) いわゆる町の金融業者というふうなときの金融業者という用語の使い方には貸し金業者がよく入れて使われておりますが、金利を取って金を貸すというものであっても、預金等

を集めてそれを他に貸すと、こういう金融の、この資金の媒介をする場合がいわゆる金融機関でありまして、そういう貸し金業者はそういう意味の金融機関の中には通常入れておりません。

○須藤五郎君 それでは、日信販の営業内容を述べてください。

○政府委員(登田智君) 日信販の営業は、これは信用販売、あるいは月賦販売、そういうことを中心といたしまして、その会員にカードを発行いたしまして、会員がそのカードで加盟店から購入をいたしますと、その場合には現金を払わないで、会員はそのカードによって購入ができるわけでありますが、そういったしますと、その売った加盟店は日信販にその代金の請求をいたします。日信販はこれを立てかえまして、そしてその会員のほうからはその代金を月賦で取り立てる、こういう形の通常の日信販の営業のやり方のごうでございます。そのほか、信用の保証であるとか、あるいは住宅関係、不動産関係の業務のあつせん、コンサルタントというふうな関係の業務等もいたしておるようでございます。

○須藤五郎君 私が調べたところによりますと、手数料というものを、取っているんですよ。それで、金利とか貸し金とか、そういうことは絶対使っていないんですよ、日信販は。そこがぼくは逃げ道だと思っているんですよ。しかし、私の調べたところによりますと、日信販は手数料としまして、要するに一回払いですかね、その場合にはお客さんから何%か取り、それから、売った店ですね、そのほうからも手数料を何%か取っているんですよ。それをあなたのほうで調べてあるんですよ。

○政府委員(登田智君) 実は、御指摘もございまして、ある程度当たってみたいのでございまして、その貸し金業者としての日信販の営業は、これは都道府県知事への届け出で、それから、割賦販売業者としては、これは通産省の所管と、こういうことでありますので、私どもの確かな内容については承知をしていないところが多いわけでございます。

す。
○須藤五郎君 通産省の方いたんじやないですか。それはわからないですか、通産省。ちょっと答えてください。手数料という名前でのくらの手数料を取っているのか、ちょっと知らせてください。

○政府委員(沖田守君) 手数料といたしまして日信販がいま取っておりますものは、たとえば十カ月の月賦で日信販加盟店から消費者である会員が買入ものをいたしますような場合、消費者は六、十カ月の場合に、消費者からも加盟店からも六、十カ月の手数料を取っております。

○須藤五郎君 三回払い、お客さんから一、店から五、それから、六回払い、お客さんから四、店から五、それから、十回払いは六、ということになっておる。それで、この手数料というけれども、結局これは立てかえた金の金利というものがこの中に含まれておるわけですね。品物の場合はともかくもそういうふうな言いのがれがでるけれども、金のあつせんをしてるわけですね、金の。金を借りた私のある友人が言うのには、金を借りると、ある銀行から、日信販がまん中へ入って、そうして六分なら六分の利子で銀行から金を借り出してきて、そうしてこちらへ金を貸すと、そうすると銀行と同じ利子を取って本人に金を貸すということがいわれているのです。そこはどういうふうにあなたのほうは調べておられますか。それは銀行局長の關係と違ふのか。金を貸す場合は、どういうふうな条件で金を貸しているのですか。

○政府委員(澄田智君) その金を貸すという場合がどうもよくわからないのでございますが、信用保証というふうな事はいたしております。これは日信販がその取引先の消費者を保証することにありまして、そうして金融機関の窓口から融資が受けられるように保証すると、この場合の保証料を取っておるわけでございます。この保証料としては三銭程度の保証料を取っておるというふう聞いております。

○須藤五郎君 保証料三銭。そうすると、それは日歩でしよう。

○政府委員(澄田智君) ええ、日歩です。

○須藤五郎君 日歩三銭でしよう。そうすると、借りた人は、かりに日信販が銀行から借りたとすると、日歩一銭五厘なら二銭五厘としようか、そうすると、その上にもう三銭払わなければならぬ。日歩二銭五厘という利子を払わないと、日信販から仲立ちしてもらつて金を借り出すことができないのです。これはあなた、非常な暴利じゃないですか。高利な金を日信販がまん中に入つて、困つた人に金を貸すということになっておるのじゃないですか。これはこれだけの面を見たら非常な悪質なやり方と違ひますか。そういうことをあなたたち見のがして、何ら監督しようというのですか。借りた人が私に訴えてきておるわけですよ。日信販から金借りたたいへんな利子を取られた、こういうことです。そういうことを銀行局として知らぬ顔して済みますか。金融も金融、悪質な金融じゃないですか、この面見たらどうなんですか。

○政府委員(澄田智君) これは信用の保証でございます。日信販が全部これを保証すると、銀行のほう、金融機関のほうは一切調査とか危険負担とかいうことなしで、それは日信販の信用保証で行なうと、こういう形のものでありますので、信用保証料というふうな形で取っておるもので、そういう意味で、いわゆる金利というものと違つておりますし、そういう形を利用して、そしてその金融を受けるということが必要な場合に利用される、こういうものであらうと思ひます。

○須藤五郎君 日信販は、この入会するときには入会金を取るのです。それから、調査料というものを取っているのです。それから、あつせん料というものも取るのです。いま言ったのはあつせん料ですよ、三銭というの。日歩三銭といつたら、年にしたら何割になるのですか、たいへんな高利でしよう。こういうことを日信販がやるといふことをあなたたち承知して、それでほつ

たらかしているのですか、どうですか。銀行監督不行き届きですよ。

○政府委員(澄田智君) われわれの監督している機関でございますが、お話がございましたので、あわてて調べてみたらこういうことでございましてというのが実情でございます。

○須藤五郎君 そうすると、日信販に対しては、一体どこが指導し、監督してやっておりますのか。大蔵省は全然関係ないのですか。それはどうなんですか、はつきりしておきたい。

○政府委員(澄田智君) 先ほど申しましたように、貸し金業の届け出をいたしておりますが、貸し金業の届け出は都道府県知事でございまして、日信販の主たる業務でございまして割賦販売は、これは通産大臣の所管でございます。

○須藤五郎君 それは監督しておらぬ、指導しておらぬから、おれたちに責任がないといつて済ますことはできません。町に日信販株式会社という看板を掲げたこういう悪い金融業者があるといううことは、やはりあなたたち頭の中に入れて、そしてよくこれを指導監督していく責任があると思ひます。銀行から借りた金の倍の利子を取られるのです。銀行から二分、今度三分ですよ。日歩三銭といつたら、一年にしたら一割以上じゃないですか。そんな高利をむさぼっているのです。日信販は入会金を取り、あつせん料、調査費を取つて、なおかつこういうことだ。だから日信販はどんどん太つていくじゃないですか。日信販の構成メンバーをよく知っております。どういふ連中が幹部でやっておるかということはよく知っております。しかし、そういうことはこの席上でおひきかきしないから言わないでおくのです。そういうことがあつたのです。だから銀行局はこういうことをうんと監督して、ちゃんと指導しなさい。じゃどこが監督指導するのですか。どこか監督指導するところがなかったら、これは野方図じゃないですか。野放しですよ。

○野澤勝君 議事進行に關して。私は二つばかりちよつとお伺いをしておきたいのですが、それは

第一は、いま須藤君が質問しておりました日信販の問題ですが、どうもこのことはもつとほつきりしておかなければいかぬと思ひます。それで、いまだどうという結論は、私は回答を得ようとはしません。しかし、私が問題にしているのは、金融機関が、大体国の金融政策というものの一体化していかねばならぬわけですね。ところが、おかしいのだが、信用組合と信販連というのとは都知事への届け出になっておる。地方長官の権限が多いのだね。それでポストもが介在をいたして、いまいち高金利といひましようか、高利を取つておるような業者があるのです。これは信販ばかりじゃない。地方の信用組合の中にもそういうのがあります。ですから、この際、私は、金融の効率化とか、あるいは金融の合理化とか円滑化とかいっておるこの際、こういう点に大蔵省が、やはり検討をいたしましようか、これに対する結論を出しておかないといふことはいかぬと思ひます。

ですから、これを機会に、こういう方面に対して大蔵省の金融行政全体に対する一貫性を持つていただきたい。人民は知事の権限だか大蔵大臣の権限だか、そういうことをよく知らないですよ。そうして、一つには、金融行政などはそういうまばらなものではないと思ひます。その点は当局におきまして、これはひとつお考え願ひたい。

第二の点は、今回の銀行といひますか、相互銀行並びに信用金庫等に関する二法案の問題ですが、このねらいは私はいいと思ひます。金融制度調査会からの答申に基づくものだと思ひます。これは前々から、本委員会におきましても絶えず私は力説してきておつたところでございします。しかし、方針がよくても、その内容がどうも私はちよつと理解しかねる。たとえば金融の効率の問題にしても中小企業の円滑化の問題にしても、実際は前の相互銀行法、あるいは信用金庫法等にもちゃんと明記してあるわけですね、第一条に。国民の、何といひましようか、「金融の円滑を図り」とか「国民大衆の」と規定してあるわけですね。だから、それで意を尽くしておるのだが、じゃ、

どうしても効率化をはかり、あるいは円滑化をはかるかということになると、大衆の要求し、期待しておることに沿った方向に改めなければいかぬ。それがいわゆる中小企業の諸君はどういうことを願っておるかという、政府資金を借りたい、これが第一ですね。長期資金を借りたい、これが第二点。政府資金、長期資金を借りたい、こういう考えを持っているにかかわらず、本法案におきましてはそういうことが明記されておらない。それは中小企業金融の円滑化ということとはあまりにも遠いのでございます。そういう点、さらにいま申しました効率化の問題については、合併等に対するいろいろの問題を考えられる、こういう点ですが、その場合、問題は効率化と従業員との関係の問題、こういう点が毛頭明確にされておられません。先ほどの銀行局長の答弁を聞くと、なるほど合併の際の資料の提出等については十分銀行局で監督するし、そういうことのないように、不安のないようにするということを言われましたが、ただ、私は、それだけでは従業員は不安であると思います。そういう点に對し明確なる表明なり、あるいは今後の方針なり規定されておらなければならぬと私は思います。私は大体そういうようなことを痛感しておるのでございませうが、議事進行ですから、あまり長く言っておると議事進行でなくなつてまいりますから、あとは柴谷理事が待つておりますから。

○須藤五郎君 ぼくはもう一問。
○野澤勝君 君の質問時間は終わったじゃないか。

○須藤五郎君 じゃもう一問にします。これは、実際の中小企業の方からの訴えですが、保証人がない、担保もない人が金を借りようとした場合には、保証協会の保証があれば金を借すということになっておりますね。

○野澤勝君 ぼくは答弁を聞かないが、どうしたのだ。答弁を聞かないうちに君は……。ぼくの答弁を聞きたい。

○須藤五郎君 答弁要るのか。議事進行だから、答弁要らないと思つたんだ。それじゃ、野澤先生に答弁してください。それから質問します。

○國務大臣(水田三喜男君) いま野澤さんのお話しでしたが、これは長い間もう問題になっておつたことですが、大蔵省としては貸し金業の監督はできないというのが結論でございまして、と申しますのは、もう全国七万以上の数を持っておつて、これは、いまださ金融機関の監督に相当苦心しておるときに、自由職業の貸し金業を大蔵省が監督するということは、事実上これは不可能でございまして、都道府県の監督になつてゐる。いまださや、大蔵省指定とかいう札をかけて貸し金業をやつて、一般の信用を得ていろいろなことをするものもあるくらいでして、これは大蔵省がいよいよ監督をするということになりましたら、それによつて起る弊害というものが非常に大きいといふふうに考えますので、貸し金業だけは私も監督はできないといふふうに思つております。したがつて、これは長い間そういうことは論議されておりましたが、いま須藤さんのお話でも、貸し金業の一つである、金融機関ではございませんで、私どもの監督外です。監督は別個の機関がもつと強力にやるべきだといふふうに考えます。

○政府委員(澄田智君) 野澤先生のその他の点でございませうが、信用組合に對します点は、これは今回の金融制度調査会の答申でも同様の御指摘がございました。今回の法律を契機に、より一そう都道府県に對する連絡を緊密にいたしまして、金融行政として、地方自治のたてまえで都道府県が信用組合に對する行政を監督をいたしておりますが、それに対して十分金融行政の見地から連絡をすべきものである、その間に矛盾のないよう留意したいと思ひます。

それから、今回の法律の施行にあたりましては、特に法律にも、たとえば合併、転換の認可に際しましていろいろ条件をあげておりますし、また、必要ならば大蔵大臣が条件を付することもできることになっておりますので、いまの御指摘

のような点に對して、今後運用の場合に十分留意をしてまいりたいと思ひます。

○野澤勝君 御指摘のような点というのはどういうことか。

○政府委員(澄田智君) 私がいま申し上げましたのは、労働条件の点とか、そういうことでございませう。その他の御指摘の、たとえば長期の資金の点につきましては、これは今回の法律によりまして金融機関の体質が強化されるというように、で、低利で安定した資金が供給できるようになり、そういうふうな形に金融機関の体制がなつていくことを目的としたしておるわけでございませうので、その点についても、逐次長期資金というふうなもの円滑な供給ということもはかられていくようになるものと考えております。

○須藤五郎君 混乱をしまして、速記の方にも迷惑をかけたと思うのですが、保証人も担保もない人には、保証協会の保証があれば金を貸し出すということになつておるといふのですが、実際にはそういうふうなにかぬという訴えを私は中小企業の方から聞いたんです。国民金融公庫の通達には、無担保、無保証、いわゆる保証協会の保証があれば無担保、無保証で金を貸してもいいということになつておるのです。ところが、そういうことでも中小企業にはなかなか金を貸してくれないという訴えがたぐさきでございませう。どちらが正しいのか。この保証協会の保証さえ持つていたら無担保、無保証で金を貸し出すべきものなんではしょう。

○政府委員(澄田智君) 現在、無担保、あるいは保証人なしという場合であっても、小口のものにつきまして信用保証協会にこれを保証する、こういう道がございませう。これは大いに活用されております。この保証付きの場合については、これは民間の金融機関においては、当然信用保証協会の保証があるわけでございませうから、こういう場合にこれに對して率先貸し出しを行なう、こういう形で融資は行なわれております。ただ、国民金融公庫等の政府金融機関の場合におきましては、こ

れは政策目的で政府資金によって政府金融機関の融資が行なわれておりますので、保証につきましても、他方、中小企業信用保険公庫を通じて政府の資金を使つてこれの保証を行なつておりますので、二つの機構がダブルのような形になっておりますので、国民金融公庫等についてはこの保証の形をとらず、直接国民金融公庫が貸し出す、かようなやり方を主としてやつております。

○須藤五郎君 だから、その証明書を持つていつて国民金融公庫が金を貸し出さぬということとは間違ひなんではしょう。貸し付けるべきものなんです。ところが、貸し出さないという例がたぐさきあるから訴えがございませう。だから、国民金融公庫は、こういう保証協会の保証さえあれば金を貸し出せということをはつきり政府から指示をしなければいかぬと思うのです。今度の法案は中小企業界は非常な不安をもつて見ておるわけなんです。こういうことではだんだんとわれわれに對する金融がむずかしくなつて、大企業に對する金融に集中してくるのだ、われわれはいずれ破産をしなければならぬのだ、こういう非常に暗い見方をしておるわけなんです。だから、みんな中小企業の人たちはこの法案に反対なんです。あなたたちは、中小企業に有利な資金を回すためにこれをやつたのだといつておるが、そういうふうな受け取つておる人は一人もいない、みんな反対の受け取り方をしておるのです。だからこういうこと一つさえちゃんとできない。

最後に一言いいます。だから私たちは、こういう国民金融公庫の資金をもつとふやして、それから金利を引き下げて、そうしてこういう人たちに有利な資金が回るようにすべきだ、これが私の意見です。こういうことを私は申し上げて、時間が過ぎまして、柴谷さんは非常に迷惑をかけておられますので、これで私の質問は一応打ち切りま

す。まだこの問題は残つております。

第五部 大蔵委員会會議録第二十四号 昭和四十二年五月十四日【參議院】

七

○委員長(青柳秀夫君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、塩見俊二君が委員を辞任され、その補欠として久保勘一君が選任されました。

○柴谷要君 私は、きょうは時間が制約されておるので、ごく簡単に二問だけお聞きしたいと思ひます。わが党委員が相当長時間にわたつて質疑をされました。もうお尋ねすることはほとんどないのですけれども、ひとつポイントになる点だけをお尋ねしておきたいと思ひます。

合併と転換の見通しの重要なポイントは、第六条の第二項以下の問題だと思ひます。これは基準ですね。それから合併、転換が、一号としては、金融の効率化に資するものであること、それから、二号として「当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと」、三号、「金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと」、それから四号として「合併又は転換後に行なおうとする業務を的確に遂行する見込みが確実であること」、以上の点について「審査しなればならない」といっておりますが、いずれもきつめて抽象的な規定で、これでは合併、転換が行政当局の意のままになるような感じがするわけなんです。ここが一番のポイントだと思ひますが、この認可基準について政令またはそれ以下の段階において具体的なものにしていけるかどうか、その辺のところをひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。そうでないと、どうもこの基準が少し明確でないという感じがするものですから、これをひとつお尋ねしておきます。

○政府委員(釜田智君) これらの基準は最も重要な点を列挙したものでありまして、そうして個々の案件につきましてもは相当いろいろ千差万別な場合が出てくると思ひますが、いまおあげになりました四つの基準について、それぞれの基準にわたつて、具体的に十分その基準の目的に適應するかどうかという点を十分審査する、こう

いうことで実施したいと、かように考えております。

さらに、具体的な内容を政令等で示すかどうかという点につきましてもありますが、事柄が一定の数字等によつて、あるいは数量、金額等によつて表示することがなかなかむずかしい問題でございまして、特にそういう規定を設けるといふよりは、実施にあたりまして各基準について個々のケースで具体的に徹底して審査をする、十分その趣旨に合うように審査をする、こういうことでの確かな判断を下す、かような運用にしたいと考えております。

○柴谷要君 合併が行なわれるときには、問題の一つに、必ず従業員の整理というやうな問題が起きるわけですね。これが処遇の問題がたいへんな問題になるわけですね。この問題は本法律案では直接関係はないようになっているけれども、当局としては十分に配慮していかなければならない一番の問題だと思ひます。最近の、たとえばこれは上野の庶民信用金庫のやうなものを例にあげていへば、これはやはり合併というやうな問題で従業員を犠牲にしているわけですね。こういうやうなことがあつては私はならぬと思ひます。そういう合併、転換であつてはならぬと思ひます。この点はどうかやうな指導をしようと思ひます。この点はどうかやうな指導をしようと思ひます。

○政府委員(釜田智君) 合併の場合の従業員の処遇ですが、これはそれぞれの合併する金融機関が、合併にあつて自主的に取りきめるところでございまして、ただいま御指摘のやうな点につきましても、行政庁としても、合併によつて従業員の処遇上に不当な不利益が生ずる、そういうことのないやうに十分内面指導いたしますし、それから、合併に基づいて合併契約書等の必要な書類を提出させますが、そういう書類においても十分そういう点を検討いたしまして審査にあたりたい、かやうに考えております。

○戸田菊雄君 関連。いま局長は答弁をなされたのですが、やはり抽象的だと思ひますね。それ

から、附帯決議案の中にも十分、人員整理、労働条件の引き下げ、差別待遇等を行なわないう特断の配慮をするところなのですが、この前の私の質問に對しても大蔵大臣もそういうことの答弁をなされておる。そこで、やはりどうしても、いま柴谷先生がおつしやられましたやうに、經常収支規制とか統一基準規制、そういうたものによつて、結果的には人件費の削減というところにくと思ひます。そうしますと、どうしても従業員の、何といひますか、待遇上の問題とか労働条件、こういうものに關係してくると思ひます。いまの答弁だけでは、附帯決議その他からいつても、どうも安心できないという面があります。そこで、具体的に私は提案するのですが、こういうことについて適切に答えを願ひたいと思ひますが、たとえば合併、転換、こういう認可に際しましては、必ず事前に関係労働組合――二つある場合は全部でけつこうですが、そういう組合の一応意見を聴取をして同意を得るやうな、そういう体制というものが好ましいと思ひます。もし経営者側がそういう認可というものに對してそういうものを守らない、違反事実がある、こういう場合についてはそのやうな認可を取り消していく、こういうことをひとつ具体的に、方向として、指導内容として大蔵省で持つておれば一定の歯どめにはなっていくという気がしますが、その辺が一つです。

それから、もう一つは、經常収支規制、これが法律的には何ら明確な根拠はないと思ひます。それ、それから、もう一つは、これは全部画一なんです、それぞれ金融機関のアンバランスというのがあるのだからと思ひます。だから、それに見合つた条件に應じて一つの収支規制というものを持つていくのが私は一番妥当なやり方ではないか。そうでないと、私がこの前質問したやうな一定の画一基準、収支率規制ということでいきますと、やはり以下のものは当然無理をして、両三年間どうのこうのとありますけれども、非常に無理を来たす、勢い、結局合併その他にかさざるを得ない、こういうものが出てくると思ひます。だから、この

点についてもう少し再検討の余地があるのじゃないか、こういうやうに一つは考えるのです。

もう一つは、統一基準の問題ですが、これは大部分の金融機関としては無理な適用だと、私はいまのところは考えるのです。これをもう少し緩和措置というのをやるのが大事だ、基本的にはわれわれはこういふものは廃止すべきだと考えますけれども、そういう問題について、ひとつ明確に局長ないし大臣の答弁を伺つておきたい。

○政府委員(釜田智君) 第一点の、合併、転換に際しての労働関係の問題でございますが、従来から、金融機関の監督について、労使間の關係にまかせているというたてまえを貫いてきておりますので、合併、転換に際しまして事前に云々というやうなことは、これはあくまでやはりそれぞれ金融機関において自主的に、必要に応じては組合側とも十分協議の上、合併についての基本的な態度を取りきめる、こういうことであると思ひます。ただ、先ほど申しましたやうに、合併にあつて、十分大蔵省といたしましても、従業員の待遇等が不当に不利益におちいることがないように、その内容、実態を十分金融機関には内面指導いたしまして、それから、認可に際しての必要な書類の検討の中には、合併契約書等であつた關係も当然触れてまいりますので、そういう点も十分慎重に審査をして遺憾のないやうにしたい、かやうに考えております。

それから、第二点の經常収支の問題でございますが、これはこの前もちよつと申し上げましたが、統一基準に実施されておることでございますし、現在の經常収支率の規制ということはいろいろな見地からもう一度検討をするべき問題があると思ひますので、十分いまの御指摘のやうなことも入れて、今後經常収支率の取り扱い、それにかかわるべきものの考え方等を検討してまいりたい、かやうに存じます。

が、これは鋭意統一経理基準に適合するようなことで、各金融機関、いまこれは普通銀行だけやっておりますが、努力をいたしております。そして三年間の経過期間を設けて、その間に計画的にこれを実施していくということによってこれを指導しておりますので、決して無理にこれをやることとでなしに、その間に努力目標を立てまして、三年内に実施すると、こういうことでやっております。

○植木光教君 いろいろお聞きしたいことがありますが、簡明にお答えをいただきたいと思ひます。今度の改正によって、会員一人当たり、これは信用金庫の場合ですが、最低出資額が、指定都市の場合一百万、その他は五十万と、こういうことになるわけですが、地域がふくそうをしておいて、五十万の会員のほうが有利であるということ、一百万会員の者が五十万会員のほうにかわっていくという場合が考えられるわけですが、その際に起こる混乱をどういうふうに規制していくか、それをおつくりなにかという点が第一点。

それから、これは信用金庫法ですが、政令や省令にまかされていくものがないか、政令で、ここで卒業生金融の場合、一定期間に限って引き続き信用金庫から融資を受けさせるといふふうに答申にも書いてありますけれども、これを一体どれくらいの期間をお考えになつていくかという点が一つ。

それから、小口員外貸し出しが、これは答申では三十万円以下になっておりますけれども、員外の貸し出し、これは最近自動車ローンなんかが始まつて、三十万円ではちよつと少ないんじゃないかというふうなことが考えられるわけですが、これをどういうふうにせられるかという点。それから、大きな改正として、総代の選任規定の改正ということがあるわけですが、総代選任方法について異議申し立ての道を開くと、これは確かに金庫の運営の健全化、民主化には非常にいいことだと思ひます。しかし、同時に、これのきめ方に

よつては経営が不安定になるということも考えられます。これをどういうふうにお考えになるか。それから、相互銀行法なんでありましてけれども、第二十條の二に「銀行との関係」ということで、答申にはない相互銀行も銀行に含むという規定があるわけですが、これはどういう考え方でこういうものが出てきたのかということ。

それから、最後に大蔵大臣にお聞きしたいのですが、今度はこれは中小金融制度についての改正でありましてけれども、いま引き続いて他の銀行法、日銀法などの改正にも取り組まれていると思ひますけれども、一体いつ法案を提出せられるお考えであるかということについてお聞きします。

○政府委員(澄田智君) 御質問の順にお答え申し上げます。第一点の、一百万、五十万の出資の問題でございますが、そういう場合に御指摘のような場合も考えられますので、これは定款で記載することになつておりますので、定款は大蔵大臣の認可事項でございますが、そういう場合に非常に不均衡になるようなことのないように配慮したいと思ひます。

それから、第二点でございますが、卒業生金融でございますが、これはいわゆる卒業生となる、すなわち、資格がなくなる前三年間金庫と取引があった場合には、卒業後これは五年間に融資関係がなくなる、残高もなくなる、こういうふうなことで、しかし、五年間は取引を認める、こういうことにしたいと思ひます。それから、三点目の小口員外貸し出しでございますが、御意見のようなこともございますが、これは答申のときに三十万ということになつておりますので、今回としては三十万ということではない。なお、今後また実情に応じて検討したい、かように考えております。

それから、四番目のいわゆる総代選任方法でございますが、これにつきましては、これは会員の五分の一以上の異議申し立てがあつた場合に、あ

らためてこの場合は投票に付しまして、そうして二分の一以上の信任が得られれば総代になり得る、こういう考え方があつたわけでございますが、なお、そのほか、あるいは会員の異議申し立てを三分の一以上の異議申し立てということにして、二段階でなく、一段階というふうな意見も一部にございます。これは業界ともよく検討をいたして今後きめたい、かように考えております。

それから、最後の、相互銀行について、いわゆる銀行とみなすという規定を置いたわけでございますが、これは従来からも相互銀行は一般的に銀行として扱われている場合が大部分でございますので、他の法令において銀行という場合に相互銀行というものを含むということを今回はっきりいたしました。そして、そうしてひとしく株式会社組織でございまして、銀行といつた場合に、特別に定めがない場合は銀行として取り扱う。これは従来そういうふうな大体なつておりましたのを、この際、法律上ははっきりさせたということで、そういう意味で、答申にはございせんでしたが、従来の取り扱いを確認した、こういうことでございします。

○國務大臣(水田三喜男君) 中小企業専門金融機関以外の金融機関のあり方ということにつきましては、昨年の十二月からこの問題に金融制度調査会が取り組むことになつて、現在検討中でございますが、なかなか大きな問題でございしますので、当時にこの諮問に取り組みますときには、二年間という大休期限をもつて出発しておりますので、あとやはりこの検討は一年半ぐらいどうしてもかかるのじゃないかというふうなことを考えております。

○榮谷要君 最後に、理事会で決定したのが十二時というところでございしますからやめますけれども、私が最後に申し上げたいと思つたことは、ただいま同僚議員の戸田先生から御発言がありまして、やります、やはり合併、転換によつて生ずる問題の大きな問題は、何といつても人の問題、これをやはり十分関係者で協議して、犠牲者を一人も出さないような方法でやつてもらいたい。これは皆さん一致した見解ですから、ですから、そういう

点をひとつ肝に銘じて十分な指導をせらうというところで、私は相当質問事項もあつたけれども、最も重要な点だけ一点だけ強く要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(青柳秀夫君) 二法案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

まず、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青柳秀夫君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

○植木光教君 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党、以上四党の共同提案として、ただいま可決せられました中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案に対し、次の附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を朗読いたします。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

(一) 中小企業金融制度の整備改善に伴い、これらの金融機関が本来の中小企業金融に徹して、借入れ側中小企業の必要とする低利にして豊富な資金を供給するようさらに指導すべきである。これとあわせて、信用保証の拡充、政府関係公庫資金の拡大、利子の引下

枝外四百十九名

紹介議員 岡村文四郎君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二四号 昭和四十三年四月二十五日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 青森市横山町一五六 加藤文男外

二百九十五名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二五号 昭和四十三年四月二十五日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 長野県飯田市高森町牛牧 原恒夫

外七百二十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二六号 昭和四十三年四月二十五日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪市東淀川区大道町一ノ五二

山本和代外二百九十九名

紹介議員 小林 章君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二七号 昭和四十三年四月二十五日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪市福島区上福島南二ノ三五

山下允子外三百名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二八号 昭和四十三年四月二十五日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

第五部 大蔵委員会会議録第二十四号 昭和四十三年五月十四日【参議院】

請願

請願者 大阪府池田市天神一ノ四ノ三 原

武外三百名

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二四号 昭和四十三年四月二十六日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 滋賀県彦根市後三条町五八ノ一

七 伊藤信外五百五十七名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二五号 昭和四十三年四月二十六日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 神奈川県川崎市南加瀬二、五五二

斎藤ますみ外五百五十二名

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二六号 昭和四十三年四月二十六日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 北海道小樽市長橋町四五 菅原文

男外七百二十名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二七号 昭和四十三年四月二十六日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 青森市大字羽白字沢田一九三 市

川風子外四百四十九名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二八号 昭和四十三年四月二十六日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都小平市大沼町一ノ一五〇

県議外九十六名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二九号 昭和四十三年四月三十日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 静岡県三島市本町九ノ二六 菊地

幸子外六百名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二二三号 昭和四十三年四月三十日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪府吹田市山田下三、〇四六ノ

一 斎藤篤司外二百九十八名

紹介議員 中山 福蔵君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二九四号 昭和四十三年四月三十日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉町赤塚山神大寺

生寮内 森満幸外五百十名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四二九五号 昭和四十三年四月三十日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 新潟県柏崎市番神二ノ四ノ三五

村山昌子外四十八名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四三〇〇号 昭和四十三年四月三十日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季団地七四ノ四〇

四 原正年外二百六十一名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四三一二号 昭和四十三年五月一日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 埼玉県川口市上栄町三ノ三ノ五

大野たか子外三百二十四名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四三一二号 昭和四十三年五月一日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市港北区大豆戸町一、二二〇

加藤和子外二百二十一名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第三九六〇号と同じである。

第四〇七五号 昭和四十三年四月二十四日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原

一〇〇全日本国立医療労働組合宮

城支部内 松浦光子外千四百九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇七六号 昭和四十三年四月二十四日受理

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 北海道亀田郡七飯町字大川一三三

河合行男外百九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇七七号 昭和四十三年四月二十四日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 京都府福知山市中佐々木一四〇
山田俊彦外百名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇七八号 昭和四十三年四月二十四日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 新潟県新発田市住吉町四ノ三ノ二
斎藤満利外十九名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇七九号 昭和四十三年四月二十四日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（三
通）
請願者 福岡県京都郡田町神田町一ノ五
ノ四 上田洋子外六百三十三名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇八〇号 昭和四十三年四月二十四日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（四
通）
請願者 群馬県渋川市下郷一、三三六ノ一
佐藤武臣外六百三十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇八一号 昭和四十三年四月二十四日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（十
一通）
請願者 群馬県前橋市上細井町八七八 金
子富雄外百七名

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一〇三三号 昭和四十三年四月二十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 福島県須賀川市中山五八斎藤ヨシ
外八十三名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一〇四号 昭和四十三年四月二十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 茨城県下館市小堀六六 富沢延雄
外十九名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一〇五号 昭和四十三年四月二十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 北海道函館市堀川町二 小林澄子
外百九十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一〇六号 昭和四十三年四月二十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 鳥取県米子市皆生一、六八四ノ二
石田登外二百十八名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一〇七号 昭和四十三年四月二十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 群馬県高崎市新保町五一八 新井
朝雄外千三名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一〇八号 昭和四十三年四月二十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（九
通）
請願者 東京都足立区千住寿町二〇 田中
明外四百五十九名
紹介議員 野 勝君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一二二二号 昭和四十三年四月二十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 札幌市南一条西二ノ一 小林
孝外百五十七名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一二九号 昭和四十三年四月二十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（六
通）
請願者 福岡県三潁郡城島町大字江上一、
三八〇ノ六 池口行雄外千五百六
十一名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一四九号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（八
通）
請願者 徳島市上吉野町三丁目城福アペー
ト内 弓場弘外九百十七名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一五〇号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 島根県松江市中原町一三三 小坂
部清外二百六十三名
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一五一号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二
通）
請願者 新潟県西蒲原郡黒崎村金巻田中幸
男外九十名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一五二二号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二
通）
請願者 愛知県岡崎市羽根町字陣場三五
加藤正二外百九十八名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一五三三号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（三
通）
請願者 愛知県知多郡大府町大字森岡字深
田一五 佐野登外四百二名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一五四号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（三
通）
請願者 三重県一志郡久居町榊原 玉井正
則外二百九十三名
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一五五号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（四
通）

請願者 愛知県海部郡七宝町大字秋竹五十六
八 伊藤秀司外三百六十九名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四一五六号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 香川県高松市築地町一〇ノ四 植
田久恵外九十三名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二二二二号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 北海道函館市高島町一〇 塚本み
つ子外百九十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二二三号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三
通)
請願者 京都府宇治市伊勢田町北山四三ノ
一八 杉本茂外千三百一名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二二二九号 昭和四十三年四月二十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(二
三通)
請願者 熊本県菊池郡西水町大字吉富 岩
崎フサ外四千九百十四名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二四二二号 昭和四十三年四月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 東京都台東区浅草千束町二ノ二三
三

高橋孝太郎外二千八十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二四三三三号 昭和四十三年四月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三
通)
請願者 岐阜市北長森野一色県立岐阜病院
内岐阜県療養者連絡協議会内 渡
辺勲外二千七百四名
紹介議員 須藤 五郎君 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二四四四号 昭和四十三年四月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(六
通)
請願者 東京都杉並区方南一ノ四一ノ一五
斎藤秀次郎外二百九十九名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二四五五号 昭和四十三年四月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 島根県松江市上乃木町二、二二〇
大山キクエ外六百六十二名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二四六六号 昭和四十三年四月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(十
四通)
請願者 長野県松本市旭三ノ三ノ一 中村
ふじを外千二百四十一名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二五五五号 昭和四十三年四月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 東京都台東区浅草千束町二ノ二三
三

請願者 東京都世田谷区祖師谷二ノ一六〇
伊藤剛外四百三十名
紹介議員 木村禎八郎君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二五六六号 昭和四十三年四月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三
通)
請願者 岩手県北上市本通三ノ一ノ二二
八重樫哲外千三百九十八名
紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二五七五号 昭和四十三年四月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(十
三通)
請願者 広島県佐伯郡大野町 丸山英士外
八百三十名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四二七五五号 昭和四十三年四月二十七日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(十
七通)
請願者 福岡県久留米市合川町十三部 秋
吉幸雄外一万二千四百八十七名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第四〇八二二号 昭和四十三年四月二十四日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(十
通)
請願者 福井県武生市高瀬町 佐々木百合
子外九十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第四一〇九号 昭和四十三年四月二十五日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(五
通)
請願者 群馬県前橋市岩神町四ノ八ノ一六
西川広信外三百五十二名
紹介議員 伊藤 順道君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第四二二四四号 昭和四十三年四月二十六日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(二
十通)
請願者 兵庫県西宮市上ヶ原五番町三 山
角真知子外百九十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第四二五八八号 昭和四十三年四月二十七日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(十
通)
請願者 兵庫県西宮市上大市二ノ一一四ノ
一 二宮一郎外九十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第四二九六六号 昭和四十三年四月三十日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 富山県婦負郡細入村楡原 谷村勝
子外千九百九十九名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第四二九七号 昭和四十三年四月三十日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(四
通)
請願者 名古屋市中区千代町一ノ一五 杉
浦日出雄外二千九百四十一名
紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第四三〇五号 昭和四十三年四月三十日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（二通）

請願者 愛媛県周桑郡丹原町今井 十亀き
よ子外七百三十三名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第四三一一号 昭和四十三年五月一日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願

請願者 高知県南国市田村乙一、一一五
末政和子外二千二百二十九名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第四二二一号 昭和四十三年四月二十五日受理
支那事変国債償還に関する請願

請願者 愛知県碧海郡知立町大字西中字永
崎五四 杉原甚七外七名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第二二八九号と同じである。

第四二七三号 昭和四十三年四月二十七日受理
医療法人に対する法人税軽減等に関する請願

請願者 山梨県甲府市中央一ノ二ノ六許
山病院内 許山茂隆

紹介議員 廣瀬 久忠君

この請願の趣旨は、第三八九〇号と同じである。

第四二九八号 昭和四十三年四月三十日受理
国税庁独身寮の自治権確立等に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒本町四ノ一九ノ
二 宮沢章男外百四名

紹介議員 須藤 五郎君

国税青年（国税庁に勤務する青年職員）の生活の

保障と基本的人権の擁護のため、左記事項の実現を図りたい。

一、国税青年が健康で文化的な生活のできる賃金を支給すること。

二、独身寮規程を撤廃し、寮の自治権を認め、私生活への干渉をやめること。

三、税務大学における偏向教育をやめること。

四、青年の団結権侵害、不当労働行為をやめること。

五、国税青年の基本的人権を侵害するいつさいの行為をやめること。

理由

一、国税庁宿舎規程にもとづく各国税局ごとの独身寮規程は、実質的に自治権を否定し、私生活への干渉を行ない、新入職員を隔離し、団結権の侵害、不当労働行為を含む労務管理の根拠となつてゐる。特に、税務職員としての「品位」保持を強要したり、外来者の面会票を提出させたり、外来者の宿泊を禁止する等のが行なわれている。

二、税務大学の教育では、社会主義系統の学者の著書を読まぬ方がよいと教育が言つたり、全国税労働組合を中傷、ヒポウして差別指導で半強制的に意見をいわせる等のが行なわれている。